審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	広報広聴課	検索番号	共通7-3
法令名	個人情報の保護に関する法律	根拠条項		第101条	
許認可等	利用停止請求に対する措置				

## (根拠規定)

- 第101条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

## (許認可等の基準)

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る審査基準

## 第8 利用停止決定等の審査基準

法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定は、以下により行う。

1 利用停止をする旨の決定は、実施機関による調査の結果、法第98条第1項各号に規定する 事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合に、当該利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行う。

なお、利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂 行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない(法第100 条ただし書)。

- 2 利用停止をしない旨の決定は、次のいずれかに該当する場合に行う。
- (1) 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報が法第98条第1項各号に規定する事由に該当しないことが判明し、利用停止請求に理由があると認められない場合
- (2) 実施機関による調査の結果、当該保有個人情報が法第98条第1項各号に規定する事由に該当するか否か判明せず、利用停止請求に理由があるかどうか明らかでない場合
- (3) 利用停止請求書に形式上の不備がある場合。ただし、当該不備を補正できると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。
- (4) 利用停止請求に係る保有個人情報が法第90条第1項各号に該当しない場合
- (5) 当該保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

(その他)